

中学校社会科における「物事の決定の仕方」に関する研究 —合意形成と少数意見の尊重という観点から—

鈴木 隆大

1. 論文構成

序章 問題の所在と研究の目的

第1節 問題の所在

第2節 研究の目的と方法

第3節 論文の概要

第1章 物事の決定の仕方

第1節 決定の仕方

第2節 多数決

第3節 多数決以外の決定の仕方

第2章 学校教育における「物事の決定の仕方」の位置付け

第1節 中学校学習指導要領における「物事の決定の仕方」の位置付け

第2節 教科書における「物事の決定の仕方」の位置付け

第3章 現在の中学校社会科における「物事の決定の仕方」の実践事例の分析

第1節 実践の量的分析

第2節 代表的な実践事例の分析

第4章 中学校における「物事の決定の仕方」を題材とした授業の構想

第1節 構想のねらいと意義

第2節 本時案の概要

終章 研究のまとめと今後の課題

第1節 研究のまとめ

第2節 今後の課題

参考文献・論文・雑誌・雑誌記事・新聞記事
巻末資料

2. 問題の所在と研究の目的

(1) 問題の所在

現在、多くの国では、社会の様々な場面で民主主義というしくみをとっている。民主主義のもとでは、私たち1人ひとりがさまざまな決定の最終的な責任を問われることになる。学校教育においても、「物事の決定の仕方」に関する教育が取り組まれている。

本研究では、中学校社会科公民的分野「物事の決定の仕方」に関する教育に2つの問題

点をあげた。

1 点目は、物事を決定するプロセスに関する教育が十分に行われていない点である。

対立を解消し、合意に至るというプロセスを学習することは、社会のしくみを理解する上で、必要不可欠である。物事の決定の仕方の具体的な方法については、学級委員を選ぶときや当番を決めるときという学校場面で「じゃんけん」「くじ」「先生(年長者)が決める」「話し合い」「全員一致」「多数決(投票)」などがあげられている。しかし、これらの内容は、どのような方法がふさわしいかを考えることに終止している。

2 点目は、少数意見の尊重の内容の教育が形骸化されている点である。

多数決で物事を決定する場合、少数意見を尊重することは欠かせない。だが、多数派が意見を押し通し、少数派の意見を蔑ろにしてしまうという、「多数派の専制」の状況は、社会生活の様々な場面でしばしば見られる。たとえば、東京書籍『新編 新しい社会 公民』には、「結論を出す前に少数の意見も十分に聞いて、できるだけ尊重すること(少数意見の尊重)が必要」という記述があるが、結論を出す前に少数の意見も十分に聞くことが必要だという内容の学習にとどまっている。

以上2点の問題を踏まえて、「物事の決定の仕方」に関する教育を中学校社会科公民的分野でどのように展開すればよいのかを考察した。

(2) 研究の目的と方法

本研究の目的は、「物事の決定の仕方」を書籍、学習指導要領、教科書、実践事例から考察し、中学校において物事を決定するプロセスや少数意見の尊重の学習を充実させるためにどのような取り組みができるかを明らかにすることである。

本研究は、3つの方法で研究を行った。

1 つ目は、「物事の決定の仕方」を分析し、物事をよりよく決定する際に有効な方法を考察することである。有効な方法を見つける手がかりとして、決め方に関連する書籍を分析した。

2 つ目は、「物事の決定の仕方」が学習指導要領や教科書でどのように取り扱われているかを分析し、考察することである。

3 つ目は、雑誌『社会科教育』を用いて、「物事の決定の仕方」の教育の実践例を分析し、考察することである。

以上 3 つの方法で分析、考察を行っていき、それぞれに関連を持たせながら研究を進めた。最後には、研究の中で出た課題を踏まえて、授業を構想した。

3. 論文の概要

(1) 第 1 章 物事の決定の仕方

物事の決定の仕方について整理した。

第 1 節では、決定の仕方について検討し、日常生活では東京大学名誉教授の佐伯胖氏が述べるように効率の観点から多数決が最終手段として使われることを明らかにした。

第 2 節では、多数決を定義し、その問題点と使用条件を明らかにした。本研究では、多数決を「三人以上の集団で物事を決める際に、意見が複数に分かれたとき、賛成者の多い意見によって集団としての意思決定をする方式。」と定義した。多数決の 2 点の問題点を慶應義塾大学経済学部教授の坂井豊貴氏の論をもとに考察した。1 点目は、「表明可能意思の限定性」、2 点目は、「票割れ」の問題に対応できないことであつた。多数決の 3 点の使用条件を前述の坂井氏の論をもとに考察した。

1 点目は、多数決で決める対象に、皆に共通の目標があること、2 点目は、有権者の判断が正しい確率 $p(\text{probability})$ は、0.5 より高いこと、3 点目は、有権者は各自で判断すると同時に、ボスに従ったり、空気に流されたり、「勝ち馬」に乗ろうとしないことであつた。

第 3 節では、多数決の問題点を解消した決選投票付き多数決、ボルダールールという決め方があることを明らかにし、ナーミの反例を用いて、多数決、決選投票付き多数決、ボ

ルダールール、コンドルセルール、是認投票の 5 通りの決め方を精査した。5 通りの決め方の中で、ボルダールールは、「表明可能意思の限定性」と「票割れ」の問題に対応することができる決定の仕方となっている。一方で、ボルダールールにも同率順位の候補があるときにその意思を反映できないこと、集計に時間が掛かり効率的ではないこと、ライバルとなる対立候補の順位を故意に低い順位に投票する戦略投票ができてしまうことなどの欠点が存在した。しかし、幅広い層の人々の支持を得なければ当選することができないボルダールールは、満場一致に近い決定の仕方となっており、より多くの人々の意思を反映することができるという点で優れているということが明らかとなった。

(2) 第 2 章 学校教育における「物事の決定の仕方」の位置付け

学習指導要領と教科書を用いて、中学校社会科公民的分野の「物事の決定の仕方」の位置付けを明らかにした。

第 1 節では、学習指導要領において、「物事の決定の仕方」は、「私たちと現代社会」、「私たちと政治」の 2 つの内容で取り扱われていることを明らかにした。「物事の決定の仕方」は、学習指導要領では、2008(平成 20)年告示『中学校学習指導要領』に初めて登場した。

『中学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 社会編』では、2008(平成 20)年告示『中学校学習指導要領解説 社会編』の記述と比較して、現代社会の見方・考え方を働かせる学習の一層の充実を図ったことによる記述の変化が見られた。

第 2 節では、教科書における「採決方法」「多数決原理」「少数意見の尊重」の記述を現在出版されている 7 冊の中学校社会科公民的分野の教科書で比較した。採決方法については、「多数決」が 7 冊すべてで取り扱われており、「現代社会を捉える枠組み」の内容では、自由社を除く 6 冊、「民主政治と政治参加」の内容では 7 冊すべてで取り扱われていた。続いて、「現代社会を捉える枠組み」の内容で、「話し合い・話しあい」と「くじ・くじ引き」

が4冊、「全会一致・全員一致」と「代表者や先生が決める」、「じゃんけん」が3冊、「プラスサム交渉」、「第三者が決める」、「オーディション」が1冊で取り扱われていた。ただし、帝国書院の「全員の意見が一致するまで話し合う」は、「話し合い・話しあい」と「全会一致・全員一致」の両方にカウントした。

「多数決原理」に関する中学校教科書の記述では、議論をつくしても最終的には多数決を採用するという内容が記されている教科書が3冊、主な意思決定の方法として多数決を採用されているという内容が記されている教科書が3冊、議論をつくしても最終的には多数決を採用するという内容と主な意思決定の方法として多数決を採用されているという内容の双方が記されている教科書が1冊であった。教科書記述を比較すると、どの教科書においても、最終的な方法もしくは主な意思決定の方法として多数決があげられていた。

「少数意見の尊重」の内容については、たとえ全体から見ると少数に留まる意見でも尊重されねばならないことをそれぞれ示すものであり、自由主義の根幹を成すものとして、すべての教科書において言及されていた。しかし、少数意見の尊重の具体的な方法や、折り合いを付けるために要する時間などについては、記載がなく、実際には、現場教員の裁量に委ねられている。

(3)第3章 現在の中学校社会科における「物事の決定の仕方」の実践事例の分析

過去10年間の雑誌『社会科教育』を用いて、実践事例を分析した。「物事の決定の仕方」に関する実践は、44件存在した。

次に、各実践を内容、項目、手法ごとに分類した。内容ごとに分類すると、「私たちと現代社会」に該当する実践が27件、「私たちと政治」に該当するものが17件存在した。

項目ごとに分類すると、「効率と公正」の実践が31件、「対立と合意」の実践が25件、「意思決定」の実践が7件、「合意形成」の実践が3件、「多数決」の実践が3件存在した。

手法ごとに分類すると、思考法の実践が36件、話し合いの実践が8件存在した。

次に、代表的な実践事例を抽出し、①合理的な決め方としてどのような決め方を用いているのか、また、その合理的な決め方に対して、より満足度が高い決定をすることができる可能性があると考え、より満足度が増えるための気づきをどのように工夫しているのか、②少数意見の尊重をどのようにしているのか、③何を学習課題として捉えているのかの3点に着目して分析した。分析した実践は、山崎諒介氏「多様な意思を反映させるために」明治図書編『社会科教育』703号(明治図書、2017年)、84-85頁、河原和之氏「『多数決』から『民主主義』の見方・考え方を鍛える」明治図書編『社会科教育』711号(明治図書、2018年)、82-83頁、梶谷真弘氏「『現代社会をとらえる視点』を応用するための手立て」明治図書編『社会科教育』689号(明治図書、2016年)、76-79頁、重秀雄氏「効率と公正のマトリクスを活用した単元づくり」明治図書編『社会科教育』707号、(明治図書、2018年)、74-77頁である。

以上の4つの実践から、①については、多数決や効率を重視した決め方を用いていることが明らかとなった。満足度が増えるための気づきの工夫では、多数決の実践では、多数決を使用してはならない場面を用いたり、ボルダールールを用いたりしていた。多数決以外の「物事の決定の仕方」の実践では、「効率と公正(ベン図)」や「効率と公正のマトリクス」に見られるような思考ツールを用いて、社会構造を可視化すると同時に、公正を重視した決め方を用いた実践となっていた。②については、少数者が抑圧される場面を実際に取り扱って、少数者の立場になって少数意見について考えさせて、尊重させるようにしていた。③については、教科書に記載がある内容や生徒に身近な学級での決め事が多く用いられていた。

第1章で整理し、考察してきた「決選投票付き多数決」、「ボルダールール」、「コンドルセルール」、「是認投票」の4つの「物事の決定の仕方」については、「ボルダールール」のみが1件で取り扱われていた。

(4)第 4 章 中学校における「物事の決定の仕方」を題材とした授業の構想

第 1 章から第 3 章までで明らかにしたことを踏まえて、中学校社会科公民的分野「物事の決定の仕方」の授業を新たに構想した。題材は、第 1 章で考察した多数決の問題点に焦点をあてるもので、第 2 章で学習指導要領と教科書記述には存在せず、第 3 章で実践数が 1 件と極めて少ないことが明らかとなったボルダールールを題材とした。中学校社会科公民的分野では、主要かつ最終手段として取り扱われている多数決に疑問を呈し、「物事の決定の仕方」を多面的・多角的に考察させることを目的とした。それぞれの決め方には、必ず長所と短所が存在し、場面に応じて使用することが重要であることを学習することができるように授業を構成した。

本時は 2 時間構成で授業実践を構成した。

本時の 1 時間目では、体育祭学年種目決めという 1 つのテーマのもと、3 つの活動を通して、物事の決定の仕方について考えさせる授業となっている。実際の学校生活の中で起こりうる対立場面を提示することで、切実性のある授業を目指した。導入では、体育祭の学年種目決めのグループワークを取り入れて、物事を決めるときに、多数決という決め方を使用することが多いことに実感をもたせる。多数決の票割れという問題点を克服するための決選投票付き多数決、票割れと表明可能意思の限定性という問題点を克服したボルダールールを用いて、多数決以外の決め方がふさわしい場面もあることを考えさせる授業である。本時の 2 時間目では、1 時間目の内容を生かして、よりよい決定の仕方を考察させる授業となっている。ボルダールールのメリット、デメリットを考えさせる活動を通して、どの決め方を用いたとしても、必ず長所と短所が存在することに気付かせる。また、多数決、決選投票付き多数決の特徴をまとめさせて、それぞれが有効に使用できる場面を整理させる。次に、レクリエーションを決定するグループワークを行う。このグループワークによって、学級活動などで物事を決定するときに、決め方を考える重要性に気付かせる。

その上で、生徒一人一人にどの決め方が今回のグループワークでふさわしいかを発表させ、クラスの生徒全員で共有する。最後には、教科書記述にある決め方と前時と本時で取り扱った決め方が使える場面と使えない場面を整理させ、すべてに通用する完璧な決め方が存在しないことを生徒に理解させることを目指した授業となっている。

4. 今後の課題

1 点目は、第 3 章で取り上げた実践に偏りがあった点である。筆者は過去 10 年間の雑誌『社会科教育』を分析に用いたが、それ以前に発行された『社会科教育』や『歴史地理教育』などの他雑誌の分析を行うことができなかった。今後は、『中学校学習指導要領』に「物事の決定の仕方」が初めて登場する 2008 年から現在までの実践事例を整理すること、『中学校学習指導要領』に「物事の決定の仕方」が登場する前後で実践の目的、内容、方法に変化が見られるかを比較することなど過去の実践事例を調査し、データの精度を上げることが今後の課題とする。

2 点目は、他校種や他教科、教科以外での「物事の決定の仕方」に関する学習の分析や比較を行うことができなかった点である。「物事の決定の仕方」に関する学習は、中学校以外でも、幼稚園、保育園、小学校、高等学校でも取り組まれていることがあると考えられる。また、社会科以外でも、国語科の討論や保健体育科でのスポーツの種目決めなどで「物事の決定の仕方」は重要な役割を担っている。特別活動では、学級活動や部活動などで、社会科で学ぶ以上に物事を決定する場面があり、必ずしも納得解が得られないことをより実感することができることがあると想定される。すべての「物事の決定の仕方」の学習活動を分析することは、データの量から考えて不可能であるが、中学校社会科以外での先駆的な事例、中学校社会科との関連が深い事例を調査して、中学校社会科における「物事の決定の仕方」に関する学習をより充実させることができないかを考えることを今後の課題とする。